

(案)

## 業務請負単価契約書

- |   |       |                                      |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 件名    | 令和8年度 森林技術・支援センター及び宮崎森林管理署官用自動車車検等業務 |
| 2 | 仕様    | 別紙1 官用自動車点検等業務仕様書のとおり                |
| 3 | 契約単価  | 別紙2 単価表のとおり                          |
| 4 | 履行期間  | 契約締結日から令和9年3月31日まで                   |
| 5 | 検査場所  | 別紙3 自動車分解整備事業場一覧のとおり                 |
| 6 | 履行期限  | 発注の都度指示                              |
| 7 | 契約保証金 | 免除                                   |

上記、官用自動車点検等業務(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官 九州森林管理局長 眞城 英一(発注者1(以下「発1」という。))及び分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署長 大道 一浩(発注者2(以下「発2」という。))と受注者 福井石油株式会社 代表取締役 福井 芳文(以下「受注者」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書3通を作成し、発1、発2、受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者1 住所 熊本県熊本市西区京町本丁2-7  
氏名 支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城 英一

発注者2 住所 宮崎県宮崎市柳丸町388-5  
氏名 分任支出負担行為担当官  
宮崎森林管理署長 大道 一浩

受注者 住所 ○○○○  
氏名 ○○○○ ○○○○

## 契 約 条 項

### (総則)

- 第1条 発1、発2及び受注者は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この請負契約書及び仕様書の内容とする業務契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発1、発2は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発1、発2、受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発1、発2、受注者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発1、発2、受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起または調停(第36条の規定に基づき、発1、発2、受注者協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発1、発2が、第6条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発1、発2に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に発1、発2に提出されたものとみなす。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発1、発2の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 受注者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発1、発2に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発1、発2は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が発1、発2に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発1、発2が行う弁済の効力は、発1、発2が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再請負」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発1、発2の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合(「再請負比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発1、発2の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々請負(再々請負以降の請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、発1、発2に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発1、発2に届け出なければならない。
- 6 発1、発2は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務)であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用しない。

### (特許権等の使用)

- 第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発1、発2がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発1、発2は、発注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (使用人に関する受注者の責任)

- 第5条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 2 受注者は、身分証明書を明示して、受注者の使用人であることを明確にするものとする。
  - 3 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発1、発2に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。  
受注者は、これら以外の使用人については、発1、発2の請求があるときは、その氏名を発1、発2に通知しなければならない。

#### (監督職員)

- 第6条 発1、発2は、この契約の履行に関し発1、発2の指定する職員(以下「監督職員」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
    - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
    - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
    - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

#### (管理責任者)

- 第7条 受注者は、業務を実施するに当たって管理責任者を定め、その氏名を発1、発2に通知するものとする。また、管理責任者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

#### (業務関係者に関する措置請求)

- 第8条 発1、発2は、受注者が業務に着手した後に受注者の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発1、発2に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発1、発2に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
  - 4 発1、発2は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (業務内容の変更)

- 第9条 発1、発2は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発1、発2は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

- 第10条 履行期間の変更については、発1、発2、受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発1、発2が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発1、発2が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発1、発2が履行期間の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発1、発2に通知することができる。

#### (契約金額の変更方法等)

- 第11条 契約金額の変更については、発1、発2、受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には発1、発2が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発1、発2が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発1、発2が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発1、発2に通知することができる。
  - 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発1、発2が負担する必要な費用の額については、発1、発2、受注者協議して定める。

#### (臨機の措置)

- 第12条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発1、発2の指示を受け、又は発1、発2、受注者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発1、発2に通知しなければならない。
  - 3 発1、発2又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発1、発2がこれを負担する。

(損失負担)

- 第13条 受注者は、業務の実施について発1、発2に損害を与えたときは、直ちに発1、発2に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発1、発2に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発1、発2の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発1、発2の負担とする。
  - 3 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(整備の追加)

- 第14条 受注者は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに発1、発2又は発1、発2の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。
- 2 発1、発2は、前項の受注者の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を受注者と締結するものとする。

(検査)

- 第15条 受注者は、業務の履行を完了したときは、その旨を発1・発2に通知し、発1、発2の命じた職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
  - 3 受注者又は受注者の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 前項の場合において、受注者又は受注者の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、受注者に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。  
この場合には、受注者は、直ちに不当な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、発1、発2が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。
  - 6 検査及び納入に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(所有権及び危険負担の移転)

- 第15条の2 業務成果品の所有権は、前条の検査に合格し、発1、発2が当該成果品の引渡しを受けたとき又は第18条第2項の規定により減額請求した場合において、発1、発2が当該成果品の納入を認め、その引渡しを受けたときに、受注者から発1、発2に移転するものとする。
- 2 前項の規定により業務成果品の所有権が発1、発2に移転したときに、発1、発2は受注者の責めに帰すべからざる事由による業務成果品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第16条 受注者は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ月分をとりまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を発1、発2に請求することができる。
- 2 発1、発2は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を受注者に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、受注者に返送した場合には、発1、発2がその返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

(保証)

- 第17条 受注者は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと受注者が認めたときは、その不具合箇所を受注者の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、受注者の発行する整備保証書による。

(業務の履行責任)

- 第18条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき(成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は(以下「契約不適合」という。)、受注者に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、発1、発2が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発1、発2は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発1、発2がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発1、発2が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発1、発2は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、成果品を納入した時(成果品の納入を要しない場合にあつては、業務が終了した時)において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(発1、発2の催告による解除権)

- 第19条 発1、発2は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 第3条の規定に違反したとき。
  - (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発1、発2の催告によらない解除権)

- 第19条の2 発1、発2は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- (1) 第29条の規定に違反したとき。
  - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第27条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、発1、発2は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発1・発2の責めに帰すべき事による場合)

- 第19条の3 債務の不履行が発1、発2の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発1、発2は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発1、発2の任意解除権)

- 第20条 発1、発2は、業務が完了しない間は、第19条又は第19条の2に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発1、発2は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第21条 発1、発2は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 発1、発2は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 受注者は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

第24条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発1、発2は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第25条 発1、発2は、第19条、第19条の2、第21条、第22条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発1、発2が第21条、第22条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発1、発2に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発1、発2に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(受注者の催告による解除権)

第27条 受注者は、発1、発2がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第27条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発1、発2が第29条の規定に違反したとき。
- (3) 発1、発2が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合)

第27条の3 第27条及び前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第27条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条の4 第28条第1項の規定は、第27条及び第27条の2の規定により契約が解除された場合に準用する。

- 2 受注者は、発1、発2が第27条又は第27条の2の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発1、発2の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第28条 発1、発2は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

- 2 受注者は、第19条又は第19条の2の規定により契約を解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発1、発2の指定する期限までに発1、発2に支払わなければならない。

- 3 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の検査合格部分に使用されているものを除き、発1、発2に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発1、発2に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発1、発2に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発1、発2は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発1、発2の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発1、発2の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

#### （秘密の保持）

第29条 発1、発2及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

#### （延滞金の徴収及び遅延利息の請求）

第30条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発1、発2は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

- 2 発1、発2の責に帰すべき事由により、発1、発2がこの契約に基づく第16条第2項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、受注者は発1、発2に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、発1、発2は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

#### （賠償金等の徴収）

第31条 受注者がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を発1、発2の指定する期間内に支払わないときは、発1、発2は、その支払わない額に前条の延滞金の額を加算した額と、発1、発2の支払うべき契約金額を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

#### （談合等の不正行為に係る解除）

第32条 発1、発2は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発1・発2に提出しなければならない。

#### （談合等の不正行為に係る違約金）

第33条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発1、発2が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発1、発2が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発1、発2が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発1、発2に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発1、発2に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発1、発2がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受注者が第1項及び第2項の違約金を発1、発2の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発1、発2に支払わなければならない。

#### (著作権等)

- 第34条 受注者は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、納入成果品の引渡し時に発1、発2に無償で譲渡するものとし、発1、発2の行為について著作権者人格権を行使しないものとする。
- 2 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
  - 3 受注者は、発1、発2が納入成果品を活用する場合及び発1、発2が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発1、発2は受注者と協議してその利用の取り決めをするものとする。
  - 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発1、発2の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発1、発2に係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

#### (個人情報の取扱)

- 第35条 受注者及びこの請負業務に従事する者(従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。)は、この請負業務に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 受注者及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
  - 3 前二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

第36条 受注者は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

第37条 受注者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発1、発2に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第38条 受注者は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発1、発2より提供された個人情報については、返却しなければならない。

#### (紛争の解決)

- 第39条 この契約書の各条項において発1、発2、受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発1、発2が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発1、発2、受注者間に紛争を生じたときは、発1、発2及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発1、発2、受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発1、発2、受注者折半し、その他のものは発1、発2、受注者それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の業務の執行に関する紛争については、第8条第2項及び第4項の規定により受注者が決定を行った後又は発1、発2若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発1、発2又は受注者は、第1項のあつせん又は調停の手續を請求することができない
  - 3 第1項の規定にかかわらず、発1、発2又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手續前又は手續中であっても同項の発1、発2、受注者間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### (補則)

第40条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発1、発2、受注者協議して定める。

請負契約再請負承認申請書

番 号  
年 月 日

(分任)支出負担行為担当官

殿

(請負者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付で締結した に係る請負契約について、下記のとおり再請負  
したいので、請負契約書第3条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。  
なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
  - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、自動車点検等委託車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、一覧表別紙に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でない判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者(以下「契約担当職員」という。)に連絡のうえ指示を受けるものとする。

車両の台数が予定数量より増減することがあっても、受注者は異議を申し立てない。

2 請負内容

(1) 受注者は、契約担当職員の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」という。)第48条に基づく点検整備とする。なお、6ヶ月点検は各署の点検等項目一覧表のとおりとする。

イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

オ 車両陸送とは、車両配置場所庁舎から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両配置所庁舎までの納車の作業をいう。

カ エンジンオイル交換には、エンジンオイル(部品、SM品質(API規格))代金を含まないものとする。

キ ワイパーブレードゴム及びオイルエレメントについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

ク 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マット等の清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

ケ タイヤ装脱着(夏タイヤ→冬タイヤ、冬タイヤ→夏タイヤ)については、装着及びタイヤの空気圧調整を行うものとする。

コ 別途発注

上記以外の業務について、契約担当職員は受注者に依頼できるものとする。

3 その他

(1) 受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

(2) 整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

(3) 点検内容の項目は各署等で異なるため、各署等の「一覧表」等で確認し担当者の指示に従うこと。

(4) 請求書等の書類については、点検終了後一週間以内を目安に速やかに提出すること。

(5) 電子車検証のICタグからアプリで読み取った車検証(PDF)情報を提出すること。

## 単価表

R8

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	普通自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年 13年経過	2	台	34,200	68,400
自動車重量税	普通自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年 13年まで	2	台	24,600	49,200
自動車重量税	検査対象 軽自動車(自家用) 1両 2年 13年まで	6	台	6,600	39,600
自動車重量税計(A)					157,200
自賠責保険料	普通自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	5	台	18,560	92,800
自賠責保険料	検査対象 軽自動車 本土 24ヶ月契約	6	台	18,660	111,960
自動車損害賠償責任保険料計(B)					204,760
継続検査(車検)	車検点検基本料	普通自動車 車両重量2tまで	1	台	
継続検査(車検)	車検点検基本料	普通自動車 車両重量1.5tまで	4	台	
継続検査(車検)	車検点検基本料	軽自動車	6	台	
定期点検	12ヶ月点検基本料	普通自動車 車両重量2.0tまで	4	台	
定期点検	12ヶ月点検基本料	普通自動車 車両重量1.5tまで	6	台	
定期点検	12ヶ月点検基本料	軽自動車	3	台	
OBD検査		24	台		
継続検査手数料(保安確認検査料含む)		11	台		
車両陸送(往復分で1式とする)		宮崎市(柳丸町)	8	台	
		宮崎市(旧高岡町)	2	台	
		宮崎市(清武・田野町)	3	台	
		綾 町	5	台	
		小 林 市(旧野尻町)	1	台	
		小 林 市(旧須木村)	5	台	
エンジンオイル交換&エレメント交換(車検・12ヶ月点検時)		24	台		
ブレーキ調整(車検・12ヶ月点検時)		24	台		
ワイパーブレードゴム交換(車検・12ヶ月点検時)		普通自動車(フロント2本)	15	台	
		軽自動車(フロント2本)	9	台	
下回り防錆処理(車検時)		11	台		
車内清掃及び外回り清掃(スチーム洗浄有)(車検・12ヶ月点検時)		24	台		
作業料金計(C)					

# 単価表

R8

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
オイル エレ メント	令和8年式 スバル クロストレック ツーリング	2	個		
	令和6年式 ダイハツ タフト	1	個		
	令和7年式 スズキ キャリーキャブオーバ	1	個		
	令和1年式 ホンダ VEZEL	2	個		
	令和2～5年式 ダイハツ ロッキー	3	個		
	平成27年式 ニッサン エクストレイル	1	個		
	令和6年式 ミツビシ エクリプスクロス (PHEV)	1	個		
	令和3～5年式 スバル フォレスタ(ハイブリッド)	2	個		
	平成23～26年式 ダイハツ ビーゴ	3	個		
	平成29年式 ミツビシ RVR	1	個		
	平成27～令和3年式 ダイハツ ハイゼットカーゴ	2	個		
	平成24年式 ダイハツ ハイゼットトラック	1	個		
	平成22～30年式 スズキ ジムニー	3	個		
	平成30年式 ホンダ バモスホビオ	1	個		
	小計				
エンジンオイル	SM品質(API規格)	100	リットル		
タイヤ装脱着(タイヤ空気圧調整含む) (夏タイヤ→冬タイヤ)	普通自動車	3	台		
	軽自動車	2	台		
部品料金計(D)					

## 自動車分解整備事業場一覧

R8

組織名	左事務所の車両を整備する 自動車整備事業者名	事業場住所	電話番号	FAX	担当者	備考
森林技術・支援センター						
宮崎森林管理署						
宮崎森林事務所						
田野森林事務所						
高岡森林事務所						
綾森林事務所						
内山・夏木合同森林事務所						
原森林事務所						
野尻森林事務所						

自動車点検等委託車両一覧表

令和8年度  
森林技術・支援センター

No.	配置場所	管理番号	車台番号	型式	登録番号	車別用途	車両重量等	自動車重量税	車名	車両重量	車両総重量	排気量	登録年月日	車検満了日	自賠責保険期間等			使用の本拠位置	所属会計	点検等区分		重量税	保険料	車両の保管場所
															自(現在)	至(現在)	区分等			車検	12ヶ月			
1	技術支援センター	5014	SKE-102146	5AA-SKE	宮崎300㍻2041	普通乗用	普通自動車2.0tまで	自家用 2年 13年未満	スバル フォレスター	1,620	1,895	1.99	令和5年3月3日	令和10年3月2日	令和8年4月3日	令和10年4月3日	—	東諸県郡綾町	一般会計	—	○			東諸県郡綾町大字北俣462
2	技術支援センター	3435	DA16T-852982	3BD-DA16T	宮崎480㍻3511	軽・貨物	軽自動車	自家用 2年 13年未満	スズキ キャリー	790	1,250	0.65	令和7年1月20日	令和9年1月19日	令和7年1月20日	令和9年2月20日	—	東諸県郡綾町	一般会計	○	—	6,600	18,660	東諸県郡綾町大字北俣462
3	技術支援センター	3404	JB23W-775670	ABA-JB23W	宮崎581㍻9872	軽・乗用	軽自動車	自家用 2年 13年未満	スズキ ジムニー	990	1,210	0.65	平成30年2月20日	令和9年2月21日	令和7年3月20日	令和9年3月20日	—	東諸県郡綾町	一般会計	○	—	6,600	18,660	東諸県郡綾町大字北俣462

自動車点検等委託車両一覧表別紙

令和8年度  
森林技術・支援センター

No.	配置場所	管理番号	車台番号	型式	登録番号	車別用途	車両重量等	車名	登録年月日	車検満了日	車検	⑫ヶ月点検	経過年数（車検：重量税）	自動車重量税	自賠責保険料	車検（普通自動車） 保安確認検査料含む	車検（軽自動車） 保安確認検査料含む	⑫ヶ月点検整備（普通自動車）	⑫ヶ月点検整備（軽自動車）	継続検査手数料 （保安確認検査料含む）	エンジンオイル&エレメント交換	ブレーキ調整	ワイパーブレードゴム交換（フロント2本）		下廻り防錆処理（車検時）	車内清掃及び外回り清掃 （スチーム洗浄有）	車両運送		使用の本拠位置	車両の保管場所
																							普通	軽			宮崎市高岡町	⑬ヶ月		
1	技術支援センター	5014	SKE-102146	5AA-SKE	宮崎300ゆ2041	普通乗用	普通自動車2.0tまで	スバル フォレスター	令和5年3月3日	令和10年3月2日		1	自家用 2年 13年未満								1	1	1			1		1	東諸県郡綾町	東諸県郡綾町大字北俣462
2	技術支援センター	3435	DA16T-852982	3BD-DA16T	宮崎480ゆ3511	軽・貨物	軽自動車	スズキ キャリー	令和7年1月20日	令和9年1月19日	1		自家用 2年 13年未満	6,600	18,660		1			1	1	1		1	1	1	1	1	東諸県郡綾町	東諸県郡綾町大字北俣462
3	技術支援センター	3404	JB23W-775670	ABA-JB23W	宮崎581え9872	軽・乗用	軽自動車	スズキ ジムニー	平成30年2月20日	令和9年2月21日	1		自家用 2年 13年未満	6,600	18,660		1			1	1	1		1	1	1	1	1	東諸県郡綾町	東諸県郡綾町大字北俣462
合 計											2	1		13,200	37,320	0	2	1	0	2	3	3	1	2	2	3	2	1		



## 車両配置場所一覧

令和8年度  
森林技術・支援センター

No	配置場所	管理番号	車名	登録番号	使用の本拠位置	点検等区分			車両の保管場所
						6ヶ月	12ヶ月	車検	
1	森林技術・支援センター	5014	スバル フォレスター	宮崎300㍻2041	東諸県郡綾町		○	-	東諸県郡綾町大字北俣462
2	森林技術・支援センター	3435	スズキ キャリー	宮崎480㍻3511	東諸県郡綾町		-	○	東諸県郡綾町大字北俣462
3	森林技術・支援センター	3404	スズキ ジムニー	宮崎581㍻9872	東諸県郡綾町		-	○	東諸県郡綾町大字北俣462

自動車点検等委託車両一覧表

R8 宮崎森林管理署

No.	配置場所	管理番号	車台番号	型式	登録番号	車別用途	車両重量等	自動車重量税	車名	車両重量	車両総重量	排気量	登録年月日	車検満了日	自賠責保険期間等			使用の本拠位置	所属会計	点検等区分		重量税	保険料	車両の保管場所
															自(現在)	至(現在)	区分等			車検	12ヶ月			
1	宮崎森林管理署	7006	SKE-052996	5AA-SKE	宮崎300め4832	普通乗用	普通自動車2.0tまで	—	スバル フォレスター (ハイブリッド車)	1,620	1,895	1.99	令和3年3月22日	令和10年3月21日	令和8年4月22日	令和8年4月22日	本土 24ヶ月	宮崎市	一般会計	-	○	-	-	宮崎市柳丸町388-5
2	宮崎森林管理署	5021	GL3W-0605286	5AA-SKE (2021)	宮崎300ら1188	普通乗用	普通自動車2.0tまで	自家用 2年 13年未満	ミツビシ エクリプス クロス (PHEV)	1,900	2,175	2.35	令和6年2月22日	令和9年2月21日	令和6年2月21日	令和9年3月21日	—	宮崎市	一般会計	○	-	免税	18,560	宮崎市柳丸町388-5
3	宮崎森林管理署	103	NT32-511251	DBA-NT32	宮崎300ふ2772	普通乗用	普通自動車1.5tまで	—	ニッサン エクストレイル	1,500	1,775	1.99	平成27年3月19日	令和10年3月18日	令和8年4月19日	令和6年4月19日	本土 24ヶ月	宮崎市	一般会計	-	○	-	-	宮崎市柳丸町388-5
4	宮崎森林管理署	6020	A210S-0010462	5BA-A210S	宮崎501と9943	小型乗用	普通自動車1.5tまで	—	ダイハツ ロッキー	1,040	1,315	0.99	令和2年12月18日	令和9年12月17日	令和8年1月18日	令和8年1月18日	本土 24ヶ月	宮崎市	一般会計	-	○	-	-	宮崎市柳丸町388-5
5	屋敷森林事務所	6005	RU2-1305614	DBA-RU2	宮崎300む2820	普通乗用	普通自動車1.5tまで	自家用 2年 13年未満	ホンダ VEZEL	1,270	1,545	1.49	令和1年11月14日	令和8年11月13日	令和6年12月8日	令和8年12月8日	—	宮崎市田野町	一般会計	○	-	24,600	18,560	宮崎市田野町甲2696-3
6	宮崎森林事務所	6043	A210S-0018169	3BA-A210S	宮崎501に6821	小型乗用	普通自動車1.5tまで	—	ダイハツ ロッキー	1,040	1,315	0.99	令和5年2月15日	令和10年2月14日	令和8年3月15日	令和8年3月15日	本土 24ヶ月	宮崎市清武町	一般会計	-	○	-	-	宮崎市清武町岡1-11-10
7	綾森林事務所	6006	RU2-1305615	DBA-RU2	宮崎300む2821	普通乗用	普通自動車1.5tまで	自家用 2年 13年未満	ホンダ VEZEL	1,270	1,545	1.49	令和1年11月14日	令和8年11月13日	令和6年12月8日	令和8年12月8日	—	綾町	一般会計	○	-	24,600	18,560	東諸県郡綾町大字北俣462
8	高岡森林事務所	904	GA4W-0502428	DBA-GA4W	宮崎300ほ8644	普通乗用	普通自動車1.5tまで	—	ミツビシ RVR	1,420	1,695	1.79	平成29年3月16日	令和10年3月15日	令和8年4月11日	令和10年4月11日	本土 24ヶ月	宮崎市高岡町	一般会計	-	○	-	-	宮崎市高岡町内山2935-1
9	夏木森林事務所	837	J210G-0009197	ABA-J210G	宮崎500ら7932	小型乗用	普通自動車1.5tまで	自家用 2年 13年以上	ダイハツ ビーゴ	1,200	1,475	1.49	平成24年3月5日	令和9年3月5日	令和7年4月5日	令和9年4月5日	—	小林市須木	一般会計	○	-	34,200	18,560	小林市須木中原1696
10	綾森林事務所	817	J210G-0008573	ABA-J210G	宮崎500ゆ5278	小型乗用	普通自動車1.5tまで	—	ダイハツ ビーゴ	1,200	1,475	1.49	平成23年1月24日	令和10年1月23日	令和8年2月24日	令和8年2月24日	本土 24ヶ月	綾町	一般会計	-	○	-	-	東諸県郡綾町大字北俣462
11	内山森林事務所	6044	A210S-0018158	3BA-A210S	宮崎501に6822	小型乗用	普通自動車1.5tまで	—	ダイハツ ロッキー	1,040	1,315	0.99	令和5年2月15日	令和10年2月17日	令和8年3月15日	令和8年3月15日	本土 24ヶ月	小林市須木	一般会計	-	○	-	-	小林市須木中原1696
12	野尻森林事務所	876	J210G-2000824	ABA-J210G	宮崎501せ1532	小型乗用	普通自動車1.5tまで	自家用 2年 13年以上	ダイハツ ビーゴ	1,200	1,475	1.49	平成26年2月19日	令和9年2月18日	令和7年3月19日	令和9年3月19日	—	小林市野尻町	一般会計	○	-	34,200	18,560	小林市野尻町東麓1155-2
13	田野森林事務所	6075	GUE-044078	5AA-GUE	宮崎301す592	普通乗用	普通自動車2.0tまで	—	スバル クロステック ツーリング	1,590	1,865	1.99	令和8年2月20日	令和11年2月19日	令和8年2月20日	令和11年3月20日	—	宮崎市田野町	一般会計	-	○	-	-	宮崎市田野町甲2696-3
14	原森林事務所	6076	GUE-044087	5AA-GUE	宮崎301す593	普通乗用	普通自動車2.0tまで	—	スバル クロステック ツーリング	1,590	1,865	1.99	令和8年2月20日	令和11年2月19日	令和8年2月20日	令和11年3月20日	—	小林市須木	一般会計	-	○	-	-	小林市須木中原1691-20
15	夏木森林事務所	3372	S211P-0175235	EBD-S211P	宮崎480こ7421	軽・貨物	軽自動車	—	ダイハツ ハイゼットトラック	770	1,230	0.65	平成24年2月28日	令和10年2月27日	令和8年2月28日	令和10年2月29日	本土 24ヶ月	小林市須木	一般会計	-	○	-	-	小林市須木中原1696
16	宮崎森林管理署	3344	JB23W-657326	ABA-JB23W	宮崎580な9320	軽・乗用	軽自動車	—	スズキ ジムニー	990	1,210	0.65	平成23年3月22日	令和10年3月21日	令和8年4月22日	令和10年4月22日	本土 24ヶ月	宮崎市	一般会計	-	○	-	-	宮崎市柳丸町388-5
17	宮崎森林管理署	3405	JB23W-775634	ABA-JB23W	宮崎581え9873	軽・乗用	軽自動車	自家用 2年 13年未満	スズキ ジムニー	990	1,210	0.65	平成30年2月20日	令和9年2月19日	令和7年3月20日	令和9年3月20日	—	宮崎市	一般会計	○	-	6,600	18,660	宮崎市柳丸町388-5
18	宮崎森林管理署	3406	HM4-1601805	ABA-HM4	宮崎581え9891	軽・乗用	軽自動車	自家用 2年 13年未満	ホンダ パモスホビオ	1,070	1,290	0.65	平成30年2月20日	令和9年2月19日	令和7年2月20日	令和9年2月20日	—	宮崎市	一般会計	○	-	6,600	18,660	宮崎市柳丸町388-5
19	高岡森林事務所	3394	S331V-0132010	EBD-S331V	宮崎480せ8361	軽・貨物	軽自動車	自家用 2年 13年未満	ダイハツ ハイゼットカーゴ	980	1,440	0.65	平成27年3月23日	令和9年3月22日	令和7年4月23日	令和9年4月23日	—	宮崎市高岡町	一般会計	○	-	6,600	18,660	宮崎市高岡町内山2935-1
20	夏木森林事務所	3418	S331V-0261891	3BD-S331V	宮崎480と2703	軽・貨物	軽自動車	自家用 2年 13年未満	ダイハツ ハイゼットカーゴ	1,010	1,320	0.65	令和3年3月9日	令和9年3月8日	令和7年4月9日	令和9年4月9日	—	小林市須木	一般会計	○	-	6,600	18,660	小林市須木中原1696
21	宮崎森林管理署	3433	LA910S-0060965	5BA-LA910S	宮崎581ね2255	軽・乗用	軽自動車	—	ダイハツ タフト	890	1,110	0.65	令和6年12月18日	令和9年12月17日	令和6年12月18日	令和10年1月18日	—	宮崎市	一般会計	-	○	-	-	宮崎市柳丸町388-5





## 車両配置場所一覧

R8  
宮崎森林管理署

No	配置場所	車名	登録番号	使用の本拠位置	点検等区分		車両の保管場所
					車検	12ヶ月	
1	宮崎森林管理署	スバル フォレスター (ハイブリッド車)	宮崎300め4832	宮崎市	-	○	宮崎市柳丸町388-5
2	宮崎森林管理署	三菱 エクリプスクロス (PHEV)	宮崎300ら1188	宮崎市	○	-	宮崎市柳丸町388-5
3	宮崎森林管理署	ニッサン エクストレイル	宮崎300ふ2772	宮崎市	-	○	宮崎市柳丸町388-5
4	宮崎森林管理署	ダイハツ ロッキー	宮崎501と9943	宮崎市	-	○	宮崎市柳丸町388-5
5	屋敷森林事務所	ホンダ VEZEL	宮崎300む2820	宮崎市田野町	○	-	宮崎市田野町甲2696-3
6	宮崎森林事務所	ダイハツ ロッキー	宮崎501に6821	宮崎市清武町	-	○	宮崎市清武町岡1-11-10
7	綾森林事務所	ホンダ VEZEL	宮崎300む2821	綾町	○	-	東諸県郡綾町大字北俣462
8	高岡森林事務所	三菱 RVR	宮崎300ほ8644	宮崎市高岡町	-	○	宮崎市高岡町内山2935-1
9	夏木森林事務所	ダイハツ ビーゴ	宮崎500ら7932	小林市須木	○	-	小林市須木中原1696
10	綾森林事務所	ダイハツ ビーゴ	宮崎500ゆ5278	綾町	-	○	東諸県郡綾町大字北俣462
11	内山森林事務所	ダイハツ ロッキー	宮崎501に6822	小林市須木	-	○	小林市須木中原1696
12	野尻森林事務所	ダイハツ ビーゴ	宮崎501せ1532	小林市野尻町	○	-	小林市野尻町東麓1155-2
13	田野森林事務所	スバル クロストレック ツーリング	宮崎301す592	宮崎市田野町	-	○	宮崎市田野町甲2696-3
14	原森林事務所	スバル クロストレック ツーリング	宮崎301す593	小林市須木	-	○	小林市須木中原1691-20
15	夏木森林事務所	ダイハツ ハイゼットトラック	宮崎480こ7421	小林市須木	-	○	小林市須木中原1696
16	宮崎森林管理署	スズキ ジムニー	宮崎580な9320	宮崎市	-	○	宮崎市柳丸町388-5
17	宮崎森林管理署	スズキ ジムニー	宮崎581え9873	宮崎市	○	-	宮崎市柳丸町388-5
18	宮崎森林管理署	ホンダ バモスホビオ	宮崎581え9891	宮崎市	○	-	宮崎市柳丸町388-5
19	高岡森林事務所	ダイハツ ハイゼットカーゴ	宮崎480せ8361	宮崎市高岡町	○	-	宮崎市高岡町内山2935-1
20	夏木森林事務所	ダイハツ ハイゼットカーゴ	宮崎480と2703	小林市須木	○	-	小林市須木中原1696
21	宮崎森林管理署	ダイハツ タフト	宮崎581ね2255	宮崎市	-	○	宮崎市柳丸町388-5